

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては所在地、名称及び代表者名)  
電話番号

上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 22 条の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事務所等所在地	
取扱廃棄物の種類	
収集運搬の施設及び能力	
作業計画	
事業開始予定年月日	
作業員数	

添付書類及び図面

- 1 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
  - 2 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
  - 3 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - 4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号のいずれにも該当しない旨を記載した書類
  - 5 申請者が法人である場合には、直前 3 年間の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - 6 申請者が個人である場合には、直前 3 年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - 7 廃棄物の収集、運搬を行う車輛の車検証の写し
  - 8 その他町長が必要と認める書類及び図面
- 注) 許可の更新を申請する場合は、上記の添付書類及び図面のうち、1、2、3のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

## 欠格事項に該当しないものである旨の申し出書

申請者、申請者の役員、政令第4条の6に定める使用人及び法定代理人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号で定める欠格条項（下記参照）のいずれにも該当しない者であることを申し出ます。

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

\_\_\_\_\_ (印)

上富良野町長 様

### 欠格条項

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第7条第5項第4号）

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又或被産者で復讐を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、第31条第7項を除く。)の規定を違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、取締役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号2において同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしたことを決定する日までの間第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホの規定する期間内第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

